

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化について

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成22年11月1日より、普通預金規定等に暴力団等の反社会的勢力の排除に係る条項(以下「暴力団排除条項」といいます。)を設けさせていただきました。暴力団排除条項とは、お客さまが、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても、適用いたします。

なお、規定改定後は、新規取引お申込み時に、お客さまが反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いいたします。この表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りいたします。

○ 反社会的勢力の排除に係る規定(抜粋)

次の各項の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。

(1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥その他これらに準ずる者

(3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他これらに準ずる行為

当金庫では、今後も暴力団等の反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に行ってまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上